

令和5年第2回小国町議会臨時会会議録

(第1日)

1. 招集年月日 令和5年5月10日(水曜日)

1. 招集場所 おぐに町民センター3階 301号室 議場

1. 開 会 令和5年5月10日 午前10時00分

1. 閉 会 令和5年5月10日 午後14時19分

1. 応招議員

1番 江藤 理一郎 君	2番 杉本 いよ 君
3番 高村 祝次 君	4番 児玉 智博 君
5番 穴見 まち子 君	6番 松崎 俊一 君
7番 松本 明雄 君	8番 熊谷 和昭 君
9番 久野 達也 君	10番 熊谷 博行 君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 江藤 理一郎 君	2番 杉本 いよ 君
3番 高村 祝次 君	4番 児玉 智博 君
5番 穴見 まち子 君	6番 松崎 俊一 君
7番 松本 明雄 君	8番 熊谷 和昭 君
9番 久野 達也 君	10番 熊谷 博行 君

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 橋本 弘二 君 書 記 中島 こず恵 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡邊 誠次 君	教 育 長 村上 悦郎 君
総務課長 佐藤 則和 君	教委事務局長 久野 由美 君
政策課長 秋吉 祥志 君	産業課長 穴井 徹 君
情報課長 中島 高宏 君	税務会計課長 小野 寿宏 君
建設課長 小野 昌伸 君	町民課長 宮崎 智幸 君

会議録署名議員の氏名

議長は今期臨時会の会議録署名議員に次の2名を指名した。

1 番 江 藤 理一郎 君

9 番 久 野 達 也 君

1. 会期の決定

今期臨時会の会期を5月10日の1日間とする。

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 開議議事日程

午前10時00分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。

別紙議事日程のとおり

議事の経過 (r. 5. 5. 10)

議会事務局長（橋本弘二君） 皆さんおはようございます。定刻となりましたので、ただいまから始めさせていただきます。

まず初めに、去る5月2日に町長より臨時議会開催の告示がありましたので、議会議員の皆様方に議会事務局長名で招集の御案内を申し上げました。どうか御了承いただきたいと思えます。

それでは、開会に先立ちまして渡邊町長より御挨拶をお願いいたします。

町長（渡邊誠次君） 改めまして、皆さんおはようございます。

まずは、皆様方当選誠におめでとうございます。4年間どうぞよろしくお願ひ申し上げたいというふうに思えます。私も先日町長選挙におきまして御信託をいただきました。2期目に入ります渡邊誠次でございます。私は、「All For The Next、全ては次世代のために」というコンセプトを一貫して大切に中心にして町政全般を進めさせていただきました。もともと小国町は約30年来ツーリズムの概念そして先達の皆様によって自然と産業と教育このバランスを保ってきたような思いがございます。よって今日があるというふうに私は思っております。小国町におきまして様々な問題山積をしておりますけれども、議員の皆様にお力をお借りしてお知恵をお借りしてしっかり私も頑張ってまいりたいというふうに思っておりますのでどうぞよろしくお願ひ申し上げたいというふうに思えます。

本日の臨時議会の議案につきましてはお手元にあるとおりでございますけれども、専決処分事項の承認また補正予算そして議会構成等々、皆様方には御足労おかけしますがどうぞよろしくお願ひ申し上げたいというふうに思えます。4年間どうぞよろしくお願ひいたします。お世話になります。

議会事務局長（橋本弘二君） ありがとうございます。

それでは次に、教育長以下、町執行部、管理職職員の自己紹介をお願いいたします。

まず教育長をお願いいたします。

教育長（村上悦郎君） 改めまして、おはようございます。

昨年の10月より教育長を務めさせていただいております村上悦郎でございます。どうぞよろしくお願ひします。新型コロナウイルス5類移行ということで新しいフェーズに入りました。教育も社会も大きな転換期でございます。教育委員会としましては、人と人、心と心をつなぐ教育行政の実現を目指しております。議員の皆様方の御支援また御協力を今後ともよろしくお願ひいたします。これで挨拶を終わりたいと思えます。よろしくお願ひします。

議会事務局長（橋本弘二君） 次に、総務課長お願ひいたします。

総務課長（佐藤則和君） おはようございます。

総務課長の佐藤則和と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。総務課では総務係と財政

係、管財係を所管しております。あと熊本県等に出向しております職員等も総務課の所管となっております。どうぞよろしくお願いいたします。

議会事務局長（橋本弘二君） 政策課長をお願いします。

政策課長（秋吉祥志君） おはようございます。

政策課長を務めさせていただいております秋吉祥志と申します。所管する係としましては、まちづくり係、SDG s 推進係となります。どうぞよろしくお願いいたします。

議会事務局長（橋本弘二君） 情報課長をお願いします。

情報課長（中島高宏君） おはようございます。

本年4月から課長を拝命させていただきました情報課長の中島高宏と申します。情報課の所管としましては、情報係、商工観光係、柴三郎PJT係、三つの係で構成されております。どうぞよろしくお願いいたします。

議会事務局長（橋本弘二君） 産業課長をお願いします。

産業課長（穴井 徹君） おはようございます。

産業課長の穴井と申します。産業課は、農政係、林政係、農業委員会係の三つの係で業務を行っております。よろしくよろしくお願いいたします。

議会事務局長（橋本弘二君） 建設課長をお願いします。

建設課長（小野昌伸君） おはようございます。

建設課長を拝命させていただいております小野昌伸と申します。よろしく申し上げます。建設課では、公共建設係、農林土木係、上下水道係として主にインフラ整備を目的とした事業の推進を行っております。どうぞよろしくお願いいたします。

議会事務局長（橋本弘二君） 税務会計課長をお願いします。

税務会計課長（小野寿宏君） おはようございます。

税務会計課の小野寿宏と申します。よろしく申し上げます。税務会計課は四つの係からなっております。税務係、徴収係、地籍係それに会計管理室の会計係です。どうぞよろしくお願いいたします。

議会事務局長（橋本弘二君） 町民課長をお願いします。

町民課長（宮崎智幸君） おはようございます。

町民課長をさせていただいております宮崎智幸と申します。どうぞよろしくお願いいたします。町民課のほうは大きく3部門に分かれております。まず住民部門としまして、係のほうは住民係、支援係それから隣保館の三つの係があります。次に福祉部門としましては、健康支援係、福祉係、子ども未来係、介護保険係、地域包括支援センター、五つの係がございます。この中で放課後児童クラブの運営も行っております。三つ目の部門としましては保育園があります。保育園は宮原保育園それから北里保育園の運営を行っております。また子育て支援係として子育て支援拠点施

設の運営も行っております。それから町民課のほうでは国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計事業の運営も行っております。合わせまして3部門12の係を所管しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

議会事務局長（橋本弘二君） 教育委員会事務局長お願ひします。

教育委員会事務局長（久野由美君） おはようございます。

教育委員会事務局長の久野と申します。教育委員会事務局では、学校教育係、社会教育係、文化振興係の三つの係で業務を行っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

議会事務局長（橋本弘二君） 最後になりますが、私が議会事務局長の橋本弘二と申します。これから議員の皆様と一緒に仕事をさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

以上で、職員の紹介を終わらせていただきます。

本日の臨時議会は、一般選挙後初めての議会でございます。議長が選出されるまで地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。年長の高村祝次議員を御紹介いたします。

高村祝次議員には、議長席に御登壇いただきまして会議を進めていただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

臨時議長（高村祝次君） おはようございます。

ただいま議会事務局長から紹介いただきました。臨時議長として務めてさせていただきます。

地方自治法第107条の規定により、臨時議長の職務を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいま出席議員は10人です。定足数に達していますので令和5年第2回小国町議会臨時会を開催し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

臨時議長（高村祝次君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してあるとおりです。私は臨時議長でありますので、日程第2「議長の選挙について」までを担当させていただきます。

まず、日程第1、「仮議席の指定について」を行います。

仮議席は、ただいまの御着席の議席といたします。

続きまして、日程第2、「議長の選挙について」を行います。選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

臨時議長（高村祝次君） ただいま出席議員は10人です。

お諮りいたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に仮議席番号1番 児玉智博君及び仮議席番号9番 杉本いよさんを指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

臨時議長(高村祝次君) 異議なしと認めます。

よって、立会人に仮議席番号1番 児玉智博君、仮議席番号9番 杉本いよさんを指名いたします。

投票用紙を配付いたします。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付をお願いします。

(投票用紙配付)

臨時議長(高村祝次君) 投票用紙の配付漏れはありますか。

(配付漏れなし)

臨時議長(高村祝次君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

臨時議長(高村祝次君) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。仮議席番号1番 児玉智博議員から順番に投票をお願いいたします。

(投票)

臨時議長(高村祝次君) 投票漏れはありますか。

(投票漏れなし)

臨時議長(高村祝次君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

仮議席番号1番 児玉智博君、仮議席番号9番 杉本いよさんに立会いをお願いいたします。

(開票)

臨時議長(高村祝次君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票

有効投票 10票

無効投票 0票

有効投票中

熊谷博行君 6票

高村祝次君 3票

松本明雄君 1票

以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は3票であります。よって熊谷博行君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

臨時議長（高村祝次君） ただいま、議長に当選されました熊谷博行君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定による告知をいたします。

議長に当選されました熊谷博行君に一言御挨拶をお願いいたします。

議長（熊谷博行君） おはようございます。

皆様に選んでいただきまして4年間精いっぱい頑張っていきたいと思います。前議長も同僚議員としておられますので相談のほうはできると思いますが、精いっぱい頑張りますのでどうかよろしくをお願いいたします。

臨時議長（高村祝次君） ありがとうございます。

それでは、熊谷議長、議長席にお着きください。

これをもちまして、臨時議長の職務を全て終了いたします。御協力ありがとうございました。

議長（熊谷博行君） それでは、ここで追加日程を配付いたします。

(資料配付)

議長（熊谷博行君） これからの議事は、ただいまお手元に配付いたしました追加日程のとおりでございます。御協力のほどよろしくお願いいたします。

議長（熊谷博行君） 日程第1、「副議長の選挙について」行います。選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

議長（熊谷博行君） ただいま出席議員は10人です。

お諮りいたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に仮議席番号2番 江藤理一郎君及び仮議席番号8番 穴見まち子さんを指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。

よって、立会人に仮議席番号2番 江藤理一郎君及び仮議席番号8番 穴見まち子さんを指名いたします。

投票用紙を配付いたします。投票は単記無記名であります。

(投票用紙配付)

議長（熊谷博行君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(配付漏れなし)

議長（熊谷博行君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

議長(熊谷博行君) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。仮議席番号1番議員から順番に投票をお願いいたします。

(投票)

議長(熊谷博行君) 投票漏れはありませんか。

(投票漏れなし)

議長(熊谷博行君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

仮議席番号2番 江藤理一郎君及び仮議席番号8番 穴見まち子さんに立会いをお願いいたします。

(開票)

議長(熊谷博行君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票

有効投票 10票

無効投票 0票

有効投票中

江藤理一郎君 6票

児玉智博君 2票

松本明雄君 1票

高村祝次君 1票

以上のとおりでございます。この選挙の法定得票数は3票であります。

よって、江藤理一郎君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長(熊谷博行君) ただいま、副議長に当選されました江藤理一郎君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定による告知をいたします。

副議長に当選されました江藤理一郎君、一言御挨拶をお願いいたします。

副議長(江藤理一郎君) ただいま副議長に御指名いただきました江藤理一郎です。4年間しっかりと頑張りたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長(熊谷博行君) 副議長の議席についてお諮りいたします。

慣例に従い、副議長の江藤理一郎君を1番とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。

よって、1番を江藤理一郎君に決定いたします。

議長（熊谷博行君） 日程第2、「議席の指定について」を行います。

お諮りいたします。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長が定めることになっておりますので、慣例により抽選で行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。

よって、議席は抽選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

議席は抽選によることに決定しましたが、慣例により議長を10番とすることにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

抽選は8本の抽選棒に2番から9番までの番号が記されています。この抽選棒を仮議席番号1番から順番に引いていただき、その番号を議席番号とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。

これより抽選を行います。仮議席番号1番 児玉智博君からお願いします。抽選棒を引きましたら、元の席に御着席ください。

（抽 選）

議長（熊谷博行君） ただいまから、新しい議席番号の所に移動をお願いします。

抽選の結果は次のとおりです。

1番 江藤理一郎君	2番 杉本 いよ君
3番 高村 祝次君	4番 児玉 智博君
5番 穴見まち子君	6番 松崎 俊一君
7番 松本 明雄君	8番 熊谷 和昭君
9番 久野 達也君	10番 熊谷 博行君

議長（熊谷博行君） 日程第3、「会議録署名議員」を指名いたします。

1番 江藤理一郎君

9番 久野 達也君

をお願いしたいと思います。

議長（熊谷博行君） 日程第4、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

これより暫時休憩を行います。

（午前10時38分）

議長（熊谷博行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時44分）

議長（熊谷博行君） 日程第5、「常任委員の選任について」を議題といたします。

お諮りいたします。

常任委員会は小国町議会委員会条例第7条第1項に、「議員は、少なくとも一つの常任委員となるものとする」となっています。委員会条例第7条第4項の規定によりまして、議長において指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。

よって、これより指名いたします。

総務常任委員

- | | |
|-------------|------------|
| 1 番 江藤理一郎君 | 5 番 穴見まち子君 |
| 6 番 松崎 俊一君 | 7 番 松本 明雄君 |
| 8 番 熊谷 和昭君 | 9 番 久野 達也君 |
| 10 番 熊谷 博行君 | |

文教厚生常任委員

- | | |
|------------|------------|
| 1 番 江藤理一郎君 | 2 番 杉本 いよ君 |
| 3 番 高村 祝次君 | 4 番 児玉 智博君 |
| 5 番 穴見まち子君 | 6 番 松崎 俊一君 |

産業常任委員

- | | |
|------------|------------|
| 2 番 杉本 いよ君 | 3 番 高村 祝次君 |
| 4 番 児玉 智博君 | 7 番 松本 明雄君 |
| 8 番 熊谷 和昭君 | 9 番 久野 達也君 |

以上のとおり、各常任委員を指名いたします。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を、それぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

ここでお願いがあります。私は総務常任委員に選任されていましたが、議長の立場上、各委員会との関係を等距離的な立場をとるのが望ましいのではないかと思いますし、地方自治法第105条によりまして、各常任委員会へ出席、発言が認められています。もし、委員会表決に加われれば、本会議において議長の採決権の問題が生じた場合、委員会の表決と相反した判決を下さなければならない事態も生ずるおそれがありますので、皆様の同意が得られますなら、常任委員会を辞任いたしたいと思えます。

議会事務局長（橋本弘二君） ただいまのことにつきまして、議長の一身上に関する事件でございますので、地方自治法第117条の規定によりまして、熊谷議長が除斥の対象となります。

つきましては、熊谷議長に御退席をいただきまして、江藤副議長に議長席へ御登壇いただき、副議長から議長の総務常任委員辞任の件を、お諮りいただきたいと思えます。よろしく願います。

（熊谷議長 退席）

副議長（江藤理一郎君） では少しの間ですが議長席に座らせていただきます。よろしく願います。

お諮りいたします。

先刻、議長から総務常任委員を辞任したい旨申し出がありましたが、この件を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（江藤理一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議長の総務常任委員辞任の件を許可することに決定しました。

ここで議長の除斥を解除いたします。

議長が入席いたしましたので、ただいまの採決の結果を御報告いたします。

お諮りいたしましたところ、議長は総務常任委員を辞任することに決定いたしました。以上、報告します。それでは、議長を交代いたします。

（熊谷議長 登壇）

議長（熊谷博行君） 委員長及び副委員長は委員会条例第8条第2項の規定により、各々の委員会で互選することになっております。ここで休憩して、各委員会を開き、委員長及び副委員長を互選していただきたいと思えますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。次の会議は1時から行いたいと思います。

(午前11時50分)

議長(熊谷博行君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

議長(熊谷博行君) 休憩中に、正、副委員長が決まったかと思われますので、各委員長より、正、副委員長を御報告をお願いします。

まず、総務常任委員長より報告をお願いいたします。

6番(松崎俊一君) それでは、総務常任委員会について御報告を申し上げます。委員長は私、松崎俊一、副委員長には熊谷和昭議員。以上のとおり決定いたしました。よろしくをお願いします。

議長(熊谷博行君) ありがとうございます。

次に、文教厚生常任委員長より報告をお願いいたします。

5番(穴見まち子君) お世話になります。それでは、文教厚生常任委員会について御報告申し上げます。委員長は私、5番、穴見まち子、副委員長には4番、児玉智博議員ということで以上のとおり決定いたしました。よろしくをお願いいたします。

議長(熊谷博行君) ありがとうございます。

次に、産業常任委員長より報告をお願いします。

3番(高村祝次君) それでは、産業常任委員会について御報告申し上げます。委員長には私、高村祝次、副委員長には松本明雄議員。以上のとおり決定いたしました。

議長(熊谷博行君) ありがとうございます。

続きまして、日程第6、「議会運営委員の選任について」を議題といたします。

お諮りします。

委員会条例第7条第4項の規定によりまして、議長において指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) 異議なしと認めます。

よって、これより指名をいたします。

議会運営委員

1番 江藤理一郎君

3番 高村 祝次君

5番 穴見まち子君

6番 松崎 俊一君

以上のとおり、議会運営委員を指名いたします。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を、議会運営委員に選任することに決定いたしました。委員長、副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会で互選することになっていきます。ここで休憩をして委員会を開き、委員長及び副委員長を互選していただきたいと思います。それでは、暫時休憩をいたします。

（午後1時03分）

議長（熊谷博行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時04分）

議長（熊谷博行君） 休憩中に、正、副委員長が決まったかと思われますので、委員長より、正、副委員長を御報告願います。

1番（江藤理一郎君） それでは、議会運営委員会について御報告申し上げます。委員長は私、江藤、副委員長には高村議員。以上のおり決定しました。よろしく申し上げます。

議長（熊谷博行君） ありがとうございます。

続きまして、日程第7、「小国郷公立病院組合議会議員の選挙について」を議題といたします。この選挙は、小国郷公立病院組合規則第5条第1項及び第2項の規定により、4名を選挙するものです。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

小国郷公立病院組合議会議員

1番 江藤理一郎君

3番 高村 祝次君

4番 児玉 智博君

6番 松崎 俊一君

を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました4名の諸君を、小国郷公立病院組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) 異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました4名の諸君が、小国郷公立病院組合議会議員に当選されましたので、会議規則第33条第2項の規定により告知します。

議長(熊谷博行君) 日程第8、「阿蘇広域行政事務組合議会議員の選挙について」を議題といたします。

この選挙は、阿蘇広域行政事務組合同規約第5条第1項及び第2項の規定により、3名を選挙するものです。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

阿蘇広域行政事務組合議会議員

2番 杉本 いよ君

5番 穴見まち子君

7番 松本 明雄君

を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました3名の諸君を、阿蘇広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) 異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました3名の諸君が、阿蘇広域行政事務組合議会議員に当選されましたので、会議規則第33条第2項の規定により告知します。

議長(熊谷博行君) 日程第9、「小国町南小国町共有財産協議会委員の選任について」を議題と

いたします。

本件については、両町財産協議会規約第4条及び両町共有財産協議会委員設置条例第2条の規定により、議会が選任する議会の代表として、両町から各3名となっています。

お諮りします。

議長において指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) 異議なしと認めます。

よって、これより指名いたします。

3番 高村 祝次君

4番 児玉 智博君

7番 松本 明雄君

以上のとおり、小国町南小国町共有財産協議会委員を指名いたしますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) 異議なしと認めます。

よって、3名を小国町南小国町共有財産協議会の委員といたします。

議長(熊谷博行君) 日程第10、「小国町まちづくり審議会委員の選任について」を議題といたします。

本件については、平成8年に「みんなで考えみんなで創る小国町まちづくり条例」が制定され、それに伴い、このまちづくり審議会が設置されており、設置規則第3条第2項の規定により、町議会議員2名となっています。

お諮りいたします。

議長において指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) 異議なしと認めます。

よって、これより指名いたします。

5番 穴見まち子君

8番 熊谷 和昭君

以上のとおり、小国町まちづくり審議会委員を指名いたしますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) 異議なしと認めます。

よって、2名を小国町まちづくり審議会の委員とします。

議長(熊谷博行君) 日程第11、「小国町地熱資源活用審議会委員の選任について」を議題とい

たします。

本件については、平成27年に小国町地熱資源の適正活用に関する条例が制定され、それに伴いこの小国町地熱資源活用審議会が設置されており、規則第4条第2項の規定により、町議会議員2名となっています。

お諮りいたします。

議長において指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) 異議なしと認めます。

これより指名いたします。

3番 高村 祝次君

6番 松崎 俊一君

以上のとおり、小国町地熱資源活用審議会委員を指名いたしますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) 異議なしと認めます。

よって、2名を小国町地熱資源活用審議会の委員とします。

議長(熊谷博行君) 日程第12、「小国町上下水道事業運営審議会委員の選任について」を議題といたします。

本件については、平成11年に上下水道の普及、促進などについて、町長の諮問に応じ、必要な事項を審議するための条例で、審議会を置くことになっています。審議会条例第2条第2項の規定により、町議会議員2名となっております。

お諮りします。

議長において指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) 異議なしと認めます。

よって、これより指名いたします。

2番 杉本 いよ君

3番 高村 祝次君

を指名いたします。

以上のとおり、小国町上下水道事業運営審議会委員を指名しますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) 異議なしと認めます。

よって、2名を小国町上下水道事業運営審議会の委員といたします。

議長（熊谷博行君） 日程第13、「熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について」を議題といたします。

この選挙は、広域連合規約第8条第1項の規定により、町長及び議会議員のうちから議会において、1人を選挙するもので、地方自治法第118条の規定及び小国町議会会議規則第26条から第35条の規定に基づき、実施するものです。選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（熊谷博行君） ただいま出席議員は10人です。

お諮りいたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番 江藤理一郎君及び9番 久野達也君を指名いたします。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。

よって、立会人に1番 江藤理一郎君、9番 久野達也君を指名いたします。

なお、念のために申し上げますが、投票で選挙する議員は1名で、候補者となる被選挙人は小国町長及び本町議会議員の計11名です。

投票は単記無記名であります。投票用紙の配付をお願いします。

（投票用紙配付）

議長（熊谷博行君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（配付漏れなし）

議長（熊谷博行君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をします。

（投票箱の点検）

議長（熊谷博行君） 異常なしと認めます。

これより投票を行います。1番 江藤理一郎議員から順番に投票をお願いします。

（投票）

議長（熊谷博行君） 投票漏れはありませんか。

（投票漏れなし）

議長（熊谷博行君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

1番 江藤理一郎君及び9番 久野達也君に立会いをお願いします。

(開 票)

議長（熊谷博行君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 10 票

有効投票 10 票

無効投票 0 票

有効投票中

渡邊誠次君 7 票

児玉智博君 3 票

以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は3票であります。

よって渡邊誠次君が熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長（熊谷博行君） ただいま、当選されました渡邊誠次君が議場におられますので、小国町会議規則第33条第2項の規定による告知をいたします。

それでは、渡邊誠次君に一言承諾の意思表示をお願いいたします。

町長（渡邊誠次君） 御推薦賜りましてありがとうございます。しっかり頑張ってまいります。よろしくをお願いいたします。お世話になります。

議長（熊谷博行君） ありがとうございます。

日程第14、「同意第1号 小国町監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集をお願いいたします。

同意第1号 小国町監査委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を小国町監査委員として選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年5月10日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

記といたしましては

1. 氏 名 久野 達也
2. 生年月日 昭和31年5月5日
3. 住 所 熊本県阿蘇郡小国町大字宮原1545番地1

以上でございます。御審議方よろしくお願いいたします。

議長（熊谷博行君） 地方自治法第117条の規定により、久野達也君が除斥の対象となりますので、久野達也君の退席を求めます。

（久野議員退席）

議長（熊谷博行君） お諮りいたします。

同意第1号について、質疑を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

同意第1号については、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。

よって、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決の方法は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（熊谷博行君） ただいま出席議員は8名です。

お諮りします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に2番 杉本いよさん及び8番 熊谷和昭君を指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。

よって、立会人に2番 杉本いよさん及び8番 熊谷和昭君を指名します。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

議長（熊谷博行君） 本案を賛成とする者は○、反対とする者は×と記載願います。なお、白票がありましたときは反対とみなします。

投票用紙の配付漏れありませんか。

（配付漏れなし）

議長（熊谷博行君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

（投票箱の点検）

議長（熊谷博行君） 異常なしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員より順番に投票をお願いします。

（投票）

議長（熊谷博行君） 投票漏れはありますか。

（投票漏れなし）

議長（熊谷博行君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

2番 杉本いよさん及び8番 熊谷和昭君に立会いをお願いいたします。

（開票）

議長（熊谷博行君） 開票の結果を報告いたします。

投票総数 8票

有効投票 8票

無効投票 0票

有効投票中

賛成 8票

反対 0票

以上のとおり、全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり、同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

（久野議員入場・入席）

議長（熊谷博行君） 9番 久野達也君が入席しましたので、ただいまの採決の結果を御報告いたします。

本議会は、本案に同意することに決定しました。

議長（熊谷博行君） 日程第15、「発議第1号 広報特別委員会の設置に関する決議について」を議題といたします。

ここで提出者より、発議第1号の提案理由の説明を求めます。

4番（児玉智博君） 発議第1号

令和5年5月10日

小国町議会議長 熊谷 博行 様

提出者 小国町議会議員 児玉 智博

賛成者 小国町議会議員 杉本 いよ

広報特別委員会の設置に関する決議について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

広報特別委員会の設置に関する決議

次のとおり広報特別委員会を設置するものとする。

記

1. 名 称 広報特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第109条及び小国町議会委員会条例第5条
3. 目 的 議会の活動状況を広く住民に知らせることは、住民が議会活動への理解を深め、信頼を高め、また議会活動を通して、行政全般について考えるためにも重要なことであり、小国町議会の広報手段として、「議会だより」を発行したい。更には情報発信に伴うインフラ整備など広報に関するあらゆる事項について、調査、研究を行うため、4人の委員による広報特別委員会を設置したい。
4. 委員の定数 4人

以上です。

議長（熊谷博行君） ただいま提出者であります児玉智博議員から説明をいただきました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結します。

これより児玉智博議員から提出されました発議第1号、広報特別委員会設置に関する決議を採決いたします。

本件は、4名の委員をもって構成する広報特別委員会を設置することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。

したがって、児玉智博議員から提出されました発議第1号、広報特別委員会設置に関する決議については可決され、4名の委員をもって構成する広報特別委員会を設置することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま設置されました広報特別委員会の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) 異議なしと認めます。

これより指名いたします。

2番 杉本 いよさん

4番 児玉 智博君

6番 松崎 俊一君

8番 熊谷 和昭君

以上のとおり、広報特別委員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま報告をいたしましたとおり、それぞれの指名をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいたしました以上の諸君を、広報特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

なお、委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会で互選することになっております。ここで休憩して委員会を開き、委員長及び副委員長を互選していただきいただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(熊谷博行君) 異議なしと認めます。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

(午後1時30分)

議長(熊谷博行君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時30分)

議長(熊谷博行君) 休憩中に、正、副委員長が決定いたしましたと思われるので、委員長より正、副委員長の御報告をお願いします。

4番(児玉智博君) 広報特別委員会について御報告いたします。互選により委員長は私、児玉智博、副委員長には、杉本いよ議員に決定いたしました。

以上、御報告です。

議長(熊谷博行君) 日程第16、「承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて(専

決第1号：小国町税条例の一部を改正する条例について)」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） 議案集の1ページをお願いいたします。

承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和5年5月10日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

続いて、議案集2ページをお願いいたします。

専決第1号 専決処分書

小国町税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

税務会計課長（小野寿宏君） それでは、私のほうから説明をさせていただきたいと思えます。

まず、お配りしております条例集1ページ右肩に専1と書かれた資料がございます。これは改正条例案の改正条例本文になります。説明資料は税務会計課資料（1）の小国町税条例の一部を改正する条例の改正概要と税務会計課資料（2）を新旧対照表として配付させていただいております。説明は税務会計課資料（1）の条例改正の概要で行います。御用意をお願いします。

まず、改正理由でございます。地方税法等の一部を改正する法律等が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、一部を除き4月1日から施行されたことに伴い、小国町税条例の一部について所要の改正が必要になったため改正を行ったものでございます。今回は税法改正の中で4月1日からの施行分の改正をさせていただいております。

次に、主な改正内容を御説明いたします。表の1番目から5番目までの第46条から第101条第1項までの改正です。給与所得に係る特別徴収や法人町民税の申告納付、たばこ税の申告納付等地方税法施行規則でQRコード付eLTAX納付書の様式が新しく追加されており、従来からの様式又はeLTAX納付書様式のどちらも利用できるようにするための改正です。しかし実際はQRコード付納付書を発行するためのシステム改修や金融機関との調整等が必要となるほか、そもそも金額が確定していない中でQRコード読み取りの問題が残っておりもともとの様式も使えますのでしばらくの間は従来からの様式で運用を行いながら他の自治体の動向等も注意していきたい

と思っております。システムの開発元でも現在検討中の状況です。

続いて、附則第8条の改正です。肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について。適用期限を令和9年度分の個人町民税まで延長することとした改正です。

附則第10条の読替規定は、法附則第64条の生産性革命の実現に向けた固定資産税に係る特例措置が令和5年3月31日付で削除されたことに伴い削除するものです。

続きまして、附則第10条の2は、いわゆるわがまち特例という固定資産税の減額措置の割合を定める規定です。法附則第4項が削除されたため第2項以降の項ずれが発生しましたのでその改正を行っております。また、先ほど申しました法附則第64条の削除により第15項を廃止するとともに、新しく第15項として大規模修繕等が行われたマンションに対する税額の減額措置のわがまち特例の割合を定める規定を第15項に新設しました。築後20年以上経過し10戸以上のマンションで大規模修繕工事を過去に1回以上実施した物件について、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に実施した場合、翌年度分の固定資産税を3分の1控除する等の規定です。

続いて、附則第10条の3第12項では、そのマンションの大規模修繕工事をした者がすべき申告について追加しております。

次に、一番下から裏面の上から2番目までの附則第10条の4、附則第10条の5、附則第10条の6についてです。災害等で被災した場合、翌年度から2年間については住宅が被災していなかったとしてもそこには住宅地として200平米までは評価額を6分の1にするなどの規定がありますが、大きな災害であった平成28年熊本地震や平成30年、令和2年豪雨では復旧が遅れている地域があり固定資産税の特例の適用をその後も延長するという法律の規定が延長され附則第10条の4、附則第10条の5です。また、令和2年7月豪雨については新設されております。これが附則第10条の6です。小国町においては住宅はもう既に元の場所に建設されたり移転するなどしており、いずれも該当物件はない見込みです。

続きまして、附則第15条の2、附則第15条の6第3項の改正は、軽自動車税の環境性能割について令和元年10月1日から令和3年12月31日までに取得された軽自動車について、本来は1%、2%課税すべきものを1%軽減し0%、1%とする臨時的軽減措置の規定がありましたが、それが削除されたため削除するものです。なお、令和5年度から環境性能割の燃費の成立区分の見直しが行われる予定でしたが、半導体不足のため現在の税率区分が令和5年12月31日まで延期されます。

続いて、附則第16条の軽自動車税の種別割の税率についてです。新車登録の翌年度に限り適用している電気自動車等環境対策にすぐれた自動車を75%軽減するなどのグリーン化特例いわゆる軽課と言いますが、3年間令和8年3月31日までの取得分まで延長するもので25%軽減の営業車については2年間延長するものです。

その他法改正に伴う適用条文の項ずれ等の整理、適用年限の延長等を行っております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願ひします。

議長（熊谷博行君） これより承認第1号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて（専決第1号：小国町税条例の一部を改正する条例について）、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君） 全員挙手でございます。

よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

議長（熊谷博行君） 日程第17、「承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（専決第2号：小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） それでは、議案集の3ページをお願いいたします。

承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和5年5月10日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

議案集4ページをお願いいたします。

専決第2号 専決処分書

小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長より御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

税務会計課長（小野寿宏君） それでは、私のほうから改正内容を御説明させていただきます。

お配りしています条例集の5ページ右肩に専2と書かれております改正条例案が改正条例本文になります。資料としましては、税務会計課資料（3）として小国町国民健康保険税条例の改正概要と税務会計課資料（4）として新旧対照表をお配りさせていただいております。説明は税務会計課資料の条例改正で行います。御用意をお願いします。

改正理由でございます。地方税法施行令の一部を改正する政令が、令和5年3月31日に公布され令和5年4月1日から施行されたこと等に伴い、小国町国民健康保険税条例の一部についても所要の改正が必要となったため改正を行ったものです。

次に、改正内容でございます。第2条第3項の課税額の課税限度額の見直しでございます。後期高齢者支援金等課税額の限度額を20万円から22万円に改正させていただいております。

次に、第23条第1項の国民健康保険税の減額で軽減判定所得の基準額の見直しでございます。5割軽減の基準額につきまして被保険者に乗ずる金額を28万5千円から29万円に。また2割軽減基準額につきましては、被保険者に乗ずる金額を52万円から53万5千円に改正しております。第2条の課税限度額も第23条第1項の軽減判定所得基準額も地方税法の規定により政令で定めることとなっております。その改正に伴い小国町国民健康保険税条例の改正を行ったものです。

第24条の2第2項の改正は厚生労働省保険局国民健康保険課が発する条例の参考例の改正に伴いその書きぶりを合わせるための改正です。その他は対応する規定の書きぶり等に合わせた規定の整備や適正化です。新旧対照表と併せて御参照ください。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（熊谷博行君） これより承認第2号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4番（児玉智博君） この専決処分された条例改正では課税限度額の引上げとあと法定軽減の基準を変えるという二つあるわけですが確認です。この第2条の課税限度額が引上げとなる被保険者が何人いてまた、その中に未成年を扶養している世帯が幾つあるのか。そして、第23条の軽減部分ではこの影響を受けている人が被保険者が何世帯あってまた、引上げで増収となる総額が幾らで軽減となる総額は幾らになるか教えてください。そしてまた、現在実際その軽減を受けている世帯がそれぞれ何世帯あるかもお答えいただければと思います。

税務会計課長（小野寿宏君） 幾つかありましたのでちょっと抜けているものはあると思います。多分わからないのもあると思いますのでとりあえず私のほうで把握している数字をお話しさせていただきたいと思います。

まず支援金20万円の最高限度額の人数と言われましたが、世帯は把握しているのですけれど

12世帯でした。それが22万円に改正されますと7世帯になります。その1軒1軒の人数は43人です。ただ未成年の数まではちょっと把握しておりませんのでそれは今回はわかっておりません。すみません。

収入増は全部で18万6千902円になる見込みです。これは令和4年度の試算ですけれどもそういう数字です。

そして、第23条の改正のことですけれども2割軽減世帯から5割軽減世帯になるのが答えているのと質問と違うかもしれないですけれども6世帯で13万2千780円の減で、対象外から2割軽減となる世帯が5世帯で9万7千100円の減で合計で22万9千880円の減となります。それで増加分と軽減分と合わせて4万2千978円の減となるというふうに見込んでおります。それで現在の2割軽減世帯は167世帯が166世帯、5割軽減世帯が197世帯が203世帯、7割軽減世帯の742世帯は変わらない。7割は関係ないので変わらないという見込みです。

以上です。

4番（児玉智博君） 私は被保険者の数を聞きましたので被保険者、者、ものだから「人」と言うべきだと思ったので「人」と言ったのですが。何て言ったほうがいいですか。世帯で聞かないといけないのですか。いいです。

それで併せて質問したいと思いますが、実際これ1人当たりの保険税としてはどうなりますか。
税務会計課長（小野寿宏君） 先ほど申しましたように全体で4万2千978円減ですので、全世帯が1千692世帯あるのでそれを一応1人当たりというか世帯で割ると単純では25円減。そういうことでよろしいですかね。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

4番（児玉智博君） 私は、承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて（専決第2号：小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）に反対の立場から討論を行います。

本議案には今年度の国民健康保険税の課税限度額を引き上げる部分が入っております。この改定により新年度の1人当たりの保険料は25円安くなるという説明ではありましたが、しかし最高限度額は2万円の引上げで今度引上げられる後期支援分と残りの医療給付分、介護納付金分と合わせれば104万円と過去最高額になることとなります。今回の改定で影響を受ける世帯というのが7世帯ほどであるという説明がありました。本議案に反対する理由は、高過ぎる保険税を

さらに引き上げることにつながるからであります。国民健康保険税はどの医療保険よりも高く例えば30代夫婦小学生の子供がいる3人世帯で年収300万円の場合、今の国保税は39万3千500円で協会けんぽの保険料14万8千600円と比べて2.6倍もの負担となっております。後期高齢者医療保険や被用者保険への移行も増え国民健康保険の加入者は減少しています。加入者は高齢者、障害者、無職の人や自営業、非正規雇用など社会保険への加入が難しい人たちが構成をされています。昨年7月の本算定時点の小国町の被保険者先ほどの説明では1千692世帯ということでありましたが、その内実に1千18世帯は所得100万円未満です。低所得者が多くこれ以上の保険税負担を増やすべきではありません。しかし、この1千18世帯の人たちというのがほとんど先ほどの説明であった法定軽減の対象になっているからそこは減らすからいいじゃないかと思われるかもしれませんが、しかし、コップの中の水を奪い合っても何もならないわけでやはりその軽減する分はほかの被保険者の負担を増やすというかたちではなく別のかたちでやるべきではないかと思います。国民健康保険だけが収入のない子供からも保険税を徴収しているため子供が多い世帯ほど保険料が高い不公平な仕組みでもあると思います。昨年から未就学児の均等割額が半額に軽減されていますが、しかしその数はわずかであります。対象拡大は待ったなしの課題であると思います。しかし今確認しましたところこの課税限度額が引上げられる人の中に子供を扶養している世帯があるかどうかというのは調べてもないということでありましたのでそこはどうかのかわかりません。しかしその拡充は必要であるということに変わりはないと思います。少子化対策と言いながらこうした子供への不公平な負担を解消する努力は全く不十分ではないかということをお願いしまして討論を終わります。

議長（熊谷博行君） ほかに討論ございませんか。

9番（久野達也君） 9番、久野です。

私は、小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論を行います。

反対討論の中での御意見も拝聴させていただきましたけれども、いわゆる国民皆保険、皆保険制度の中で考えましたときにいわゆる国民健康保険こそ加入者の相互扶助、助け合い、あるいは目的に応じた医療費を賄う負担効率をどう平準化していくのかこれが求められていることだろうと思います。確かに最高限度額の引上げこれに伴い2万円の影響が出てくる世帯、被保険者の方々もおられます。ただここは限度額ですので本来算定すればそれ以上の額が出ている可能性もあります。その部分には触れませんがそういったところで20万円を22万円と限度額を設定するものと理解します。また担当課長から説明もありましたように軽減基準の引上げということで軽減対象世帯数も増加してこようかと思えます。やはり税負担の公平性あるいは平準化これらを加味したときに限度額も見直し軽減基準額も見直すと。上限下限ここの調整も当然施策としては必要ではないかと思えます。本来目的税であります国民健康保険税が医療費の負担を賄

うなおかつそれを税負担の公平性を加入者に担保する。このためにも限度額あるいは軽減率これは並行して行うべきであり当然限度額が上がれば軽減率も上げる。そして公平性を担保する。この改正については以上のような含みがあるかと理解し賛成といたします。

議長（熊谷博行君） ほかに討論ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて（専決第2号：小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

議長（熊谷博行君） 挙手多数でございます。

よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

議長（熊谷博行君） 日程第18、「議案第24号 令和5年度小国町一般会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

町長（渡邊誠次君） 議案集の5ページをお願いいたします。

議案第24号 令和5年度小国町一般会計補正予算（第1号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和5年度小国町一般会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

令和5年5月10日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

それでは、別冊補正予算書（第1号）をお願いいたします。1ページです。

令和5年度小国町一般会計補正予算（第1号）

令和5年度小国町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3千147万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億4千347万4千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年5月10日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

総務課長（佐藤則和君） それでは、令和5年度小国町一般会計補正予算第1号についての説明をいたします。今回補正をお願いいたしますのは総額歳入歳出それぞれ3千147万4千円を追加するものです。補正予算書5ページをお願いいたします。

歳出から説明を申し上げます。款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節18の負担金補助及び交付金を500万円増額するものです。内容は低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金500万円です。これは物価高騰に伴う子育て支援として低所得の子育て世帯に子供1人当たり5万円を給付するものでございます。対象者は100人となっております。節10需用費の6万6千円と11役務費2万円は交付に係る事務費と通信費等になります。財源は全て国費となっております。

次に、款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、節12委託料として新型コロナウイルスワクチン接種委託料2千290万2千円を増額するものです。これは新型コロナウイルスワクチン接種経費の委託料で、対象者はまず春の開始接種でございます65歳以上の高齢者基礎疾患を有する者、医療従事者等約3千人分と秋の開始接種では追加接種が可能な全ての住民の方約6千人分となっております。節1報酬から4共済費まではワクチン接種のコールセンターに雇用する会計年度任用職員の経費で合計で174万8千円となっております。節の8旅費から11の役務費と13の使用料及び賃借料はワクチン接種に係る事務費等の経費で合わせて173万8千円となっております。これも財源は全て国費となっております。

4ページをお願いいたします。歳入の説明を申し上げます。款の14国庫支出金、項1の国庫負担金、目3衛生費国庫負担金、節1保健衛生費負担金で2千290万2千円は全て新型コロナウイルスワクチン接種委託料に充当するものとなっております。

次に、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節1民生費補助金で508万6千円は低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金及び事務費等に充当するものとなっております。次に、目の3衛生費国庫補助金、目1衛生費補助金、新型コロナウイルスワクチン接種に係る事務費等に充当いたします。

以上で、簡単でございますが今回の一般会計補正予算の説明をさせていただきました。よろしく御審議方お願いいたします。

議長（熊谷博行君） これより議案第24号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

4番（児玉智博君） では歳出の順番で聞いていきたいと思いますが、低所得世帯の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金ということで500万円ございます。これ18歳未満の未成年者子供1人に対して5万円ずつ給付するということでそれは悪いことではないのですけれども、全体の町内の未成年の数に対して何%の子供たちが受け取ることができるのか教えてください

い。

そしてこのコロナワクチンの部分についてですが、今回予算計上された分の対象となる人の人数は何人いて、またその接種方法はどのようなふうになるのか教えてください。

町民課長（宮崎智幸君） まず今回の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金につきましては、住民税非課税世帯が対象となります。今回の補正予算計上している500万円につきましては50世帯の約100人を予定しております。それから同じような条件で児童扶養手当受給世帯につきましては、県のほうから直接振り込みを行うこととなっております。それ以外の部分につきましては今回補正を組ませていただいております。18歳以下の小国町の子供の人数が874人となっております。そのうち今回100人が対象ということで考えております。

それからワクチン接種につきまして再度申し上げます。対象者につきましては春開始接種につきましては65歳以上の高齢者それから基礎疾患を有する方それと高齢者施設等の従事者ということで約3千人。それから秋開始の接種につきましては初回接種を完了されている追加接種可能な全ての方ということで6千人を予定しております。現在接種券をお送りしまして予約を順次受け付けております。現在72歳以上の方には接種券がもう届いているかと思っております。今後来週以降残り約700人の方に接種券をお送りすればこの約3千人の方には接種券が届くということになります。接種は本格的に5月の12日からスタートします。中心となる医療機関は小国公立病院それから小国郷内のその他の医療機関で接種できるということになっております。この3千人につきましては5月、6月、7月で完了する予定となっております。秋以降の接種については開始時期等を含めて現在のところ未定となっております。

以上です。

4番（児玉智博君） 児童扶養手当分について受け取る人もいたのでこの100人以外にもその5万円を受け取る人はいるということでしたけれど、すみません人数を聞き逃してしまいましたので。ただ874人のうち本当に一部というほど少なくもないのかもしれないけど受け取ることができない人が圧倒的多数ということだと思います。今回のこのコロナ物価高騰、国の制度としての給付事業ですがこれに対する不公平感というのは非常にあります。やはり子供に対するそういう給付金を受け取れなかった世帯の親御さんからは「こっちは住民税を払っている。住民税を払っているのにもらえなくて住民税を払っていない人がもらえるのはちょっとおかしいんじゃないか。」と。「影響は私たちも受けています。」ということを言われるわけです。この気持ちはもう本当そのとおりだなと私は思うのです。それで確認なのですがこれ3月の23日だったかな閣議決定された分でコロナ交付金の追加分、各市町村にも小国町にも上限額示されていると思いますが、低所得世帯の3万円給付金ですね。それ以外の部分についても町がある程度自由に使える財源4千万円分示されていると思います。そういうのも利用してやはり先ほど午前中渡邊町長がAll For The Next がなんとかかんとかもうちちょっと4時間前の話なので何て言ったかまではち

よっと覚えていないのですが、やっぱりそういう子供を大事にする町じゃなければならないというのはもう私も一致する考えだと思うのですが、こういう国の給付事業から支援を受けることができないという874人のうちの要は700人から600人ぐらいの人たちは受け取れていないのですが、そういう方たちへの何か手当というのでも同時に出すべきではなかったのかなど。これ最低限の本当予算しか出てきていないようなものなのですが、そういう考えがなかったのかだけちょっと確認させてください。

町長（渡邊誠次君） もちろん考えておりましたけれども4千700万円だったと思います。町に財源が今お話はいただいておりますが、今回物価高騰分に対してまた産業支援分に対してどこにその残りの分を含めて町が給付事業を行うのかというところはやはりしっかりと考えていかなければいけないと。小国町自体の財源を使うというところではなくてまずは国からの財源を使わせていただく。独自の財源を使う。その辺りはやはり皆さんと相談をしながらというところも考えております。このスピード感を持ってというところを前期の議会でも私もかなり言われましたけれども、給付事業はどんなに頑張っても町のほうは少しの負担の軽減しかできないというふうに思っております。その部分で考えるのであれば国からこの後も給付事業できる可能性のあるお話も少し聞いておりますので重ならないようにしっかりと考えていかないといけないと思いますし、前回の昨年のお話ですけれども6月の補正予算で考えていた部分を9月まで先延ばしをして補正予算組んだ給付事業もございました。そのときには実際6月から9月の間に県費であったり国の費用で重なるような給付事業等々もありましたので、その部分では町もしっかり考えさせていただきたいというふうに思っております。4番議員言われるように子供たちのためにという思いは私も非常にございますのでしっかりと考えさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ございませんか。

1番（江藤理一郎君） 1番、江藤です。

まずは児童福祉総務費。低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金ですが、対象となる期間それからいつ支給されるのかお願いします。それからもう一つが、コロナワクチンの接種なのですけれども医療従事者とか福祉の関係者が対象になれるということで恐らく次は6回目ぐらいの接種になるのではないかなと思われま。その方々も「もう6回打つので」というような「回数も多いから」というようなところでこれは強制的なのでしょうか。それとも拒否というのできるのでしょうか。お答えいただければと思います。

町民課長（宮崎智幸君） まず子育て世帯の給付金の対象期間ということですが、令和4年度の非課税世帯が対象となります。それから家計急変世帯も対象となります。この家計急変の対象につきましては令和5年1月から令和6年2月までに家計急変をしたところが対象となります。それから支給につきましては、補正予算成立後県からの交付決定が届き次第5月中には支給を完了し

たいというふうに考えております。

それから次にワクチン接種につきましてですが、一番多い方で6回目ということですが今回の接種につきましては強制ではありません。あくまで本人の意思に基づき接種をお願いするというものでございます。ただし現在72歳以上の方に接種券をお送りしてはいますがかなりの方がやっぱり接種を希望されるというような状況で予約が入っておりますというような状況です。

以上です。

2番（江藤理一郎君） 対象の期間ですけれども、例えば子供さんの出生したいつからいつまでの対象かは分かりますか。

町民課長（宮崎智幸君） 今回の給付金につきましては、4年度に同じように給付金を給付しております。そのときも令和4年度の非課税世帯ということで今回の部分もその方々にプッシュ方式で給付をするというようなことになっております。その後状況が変わり家計急変等が生じた場合は申請により受け付けをして支給するというふうな事業になっております。

以上です。

議長（熊谷博行君） ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第24号、令和5年度小国町一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（熊谷博行君） 全員挙手でございます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議長（熊谷博行君） 日程第19、「議員派遣の件について」を議題といたします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。

議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

議長（熊谷博行君） 日程第20、「閉会中の継続調査の件について」を議題といたします。

議会運営委員長及び広報特別委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項及び議会広報に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りいたします。

本臨時会の会議に付されました事件はすべて議了いたしました。

これをもちまして、閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（熊谷博行君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会はこれをもちまして閉会することに決定いたしました。

以上で、令和5年第2回小国町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

（午後2時19分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

臨時議長

議 長

署名議員（1番）

署名議員（9番）

会 議 の 顛 末

1. 会議録署名議員の指名

1 番 江 藤 理 一 郎 君

9 番 久 野 達 也 君

1. 会期の決定

今期臨時会の会期を5月10日の1日間とする。

1.	同意第 1 号	小国町監査委員の選任につき同意を求めることについて 令和5年5月10日 同 意
1.	発議第 1 号	広報特別委員会の設置に関する決議について 令和5年5月10日 原案可決
1.	承認第 1 号	専決処分事項の承認を求めることについて（専決第1号：小国町税条例の一部を改正する条例について） 令和5年5月10日 承 認
1.	承認第 2 号	専決処分事項の承認を求めることについて（専決第2号：小国町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について） 令和5年5月10日 承 認
1.	議案第24号	令和5年度小国町一般会計補正予算（第1号）について 令和5年5月10日 原案可決

《議案外》

令和5年5月10日

1. 仮議席の指定について
1. 議長選挙について
1. 副議長選挙について
1. 議席の指定について
1. 会議録署名議員の指名について
1. 会期の決定について
1. 常任委員の選任について
1. 議会運営委員の選任について
1. 小国郷公立病院組合議会議員選挙について
1. 阿蘇広域行政事務組合議会議員選挙について
1. 小国町南小国町共有財産協議会委員選任について
1. 小国町まちづくり審議会委員選任について
1. 小国町地熱資源活用審議会委員選任について
1. 小国町上下水道事業運営審議会委員選任について
1. 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について
1. 議員派遣の件について
1. 閉会中の継続調査の件について

議会運営委員会

広報特別委員会 に付託

小国町議会会議録
令和5年第2回臨時会

令和5年5月発行

発行人 小国町議会議長 熊谷博行
編集人 小国町議会事務局長 橋本弘二
作成 小国町役場議会事務局

小国町役場議会事務局

〒869-2592 阿蘇郡小国町宮原1567-1

電話 (0967) 46-2119